

日本企業の「ベスト・プラクティス」は誰が決めるのか

自民党の日本経済再生本部が五月末、「日本再生ビジョン」をまとめた。政府が六月に成長戦略を見直すのに向けて、党としての改革案を示したものだ。いわば自民党版の成長戦略である。

この提言で注目すべきは、日本企業の競争力を強化するためにコーポレート・ガバナンス(企業統治)改革を行うべき点としている点だ。しかも、提言が示した「七つの柱」の冒頭に「①強い健全企業による日本再生」として法人税改革と共に盛り込まれた。いわば、「いの一番」にガバナンスが出てくるのである。

ちなみにこの他の柱は、②豊かさ充実に向けた公的資金改革、③人間力の強化、④日本再生のための金融抜本改革、⑤起業大国No.1の実現、⑥輝く女性の活躍促進、⑦成果の実感と実現を地方から——が示されている。

自民党や政府は、これまで何度も「成長戦略」を作ってきたが、これだ

け真正面からコーポレート・ガバナンス改革を取り上げたのは初めて。

では、具体的に何が提言されたのか。まず、指摘しているのが株式持ち

合いの解消だ。株式持ち合いによって実質的に経営者が白紙委任を受けた状態になっていることが、日本企業のガバナンスが効かない大きな要因になっているという認識である。銀行による株式保有制限の強化や株式持ち合いの抑制策を導入するよう政府に求めている。次いで社外取締役の導入促進。通常国会に提出されている会社法改正案では義務付けは見送られたが、設置を事実上義務付けようという内容だ。

そのうえで、提言が強く求めているのが「コーポレート・ガバナンス・コード」の制定である。会社法など法律では企業が守らねばならない「最低ライン」を示すが、コードでは上場企業が追求すべきあるべき姿、いわゆる「ベスト・プラクティス」を規定する。そのうえで、このコードに従うか、もし従わない場合はその理由を説明するかのいずれかを求める。欧州を中心に広く採用されている「コンプライ・オア・エクスプレイン(遵守せよ、さもなければ、従わない理由を説明せよ)」というルールである。自民党提言ではこうした欧州型のコードを日本でも制定すべきだ、としている。

そのうえで、東京証券取引所と金融庁が共同で事務局を務める「有識者会議」を設置。ベスト・プラクティスの内容やコードの基本的な考え方を今秋までにまとめ、来年の株主総会に間に合うように東証が具体的なコードを制定するよう求めている。

ここまで具体的なスケジュールが書き込まれているのは、自民党と金融庁で刷り合せが行われた末の提言であることを示している。

コードではどんな事を定めるのか。実は、その具体的な例も自民党提言には含まれている。「コード案」として書かれているのは、独立社外取締役と、株主としての行動内容、株式持ち合いの三点。独立社外取締役については「少なくとも二人以上確保すること」と例示され、導入しない場合には「置くことが相当でない理由を説明」せよとしている。

株主としての行動内容というのは、株式を保有する企業や機関投資家が、どんな考えに基づいて株主権を行使したか説明する義務を負わせ

るというものだ。また、株式持ち合いについても、合理的な理由がない限り極力縮小せよと求めたうえで、それでも持ち合いを行う場合の合理的理由の説明を求めている。もちろん、これは「例示」だが、有識者会議で議論するたとき台になるものと思われる。

金融庁はコードの制定には早くから賛成したものの、事務局を金融庁に置くことに最後まで抵抗したらしい。東証に制定させればよい、と主張し続けていたのだ。東証で制定作業を行えば、東証の「顧客」である上場企業の代表者が多く有識者として加わることになる。金融庁の抵抗の背後には厳しいコードの制定を何とか阻止したい経済団体の影がちらつく。金融庁が事務局になれば、投資家サイドの声が大きくなり、経済界との衝突は避けられない。そんな修羅場を引き受けたくないというのが金融庁の本音なのだろう。

企業が律することになるコードは誰が作るべきなのか。内容を議論する前の前哨戦が始まることになる。

磯山友幸

経済ジャーナリスト
元日本経済新聞記者